



飯野海運株式会社

証券コード：9119



第135期 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日から2026年3月31日まで

ご案内

- ・当社では、これまで書面交付請求の有無に関わらず、株主総会資料を一律に書面でお送りしてまいりましたが、電子提供制度の周知状況等を踏まえ、本株主総会より、書面交付請求をされていない株主様には簡易版の株主総会資料のみを送付しております。従来どおりの株主総会資料につきましては、当社ホームページよりご覧いただけます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はございませんので、予めご了承ください。



株主総会
ポータル

スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード*を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

開催情報

日時 2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イノホール**(飯野ビルディング4階)
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

決議事項

<会社提案>

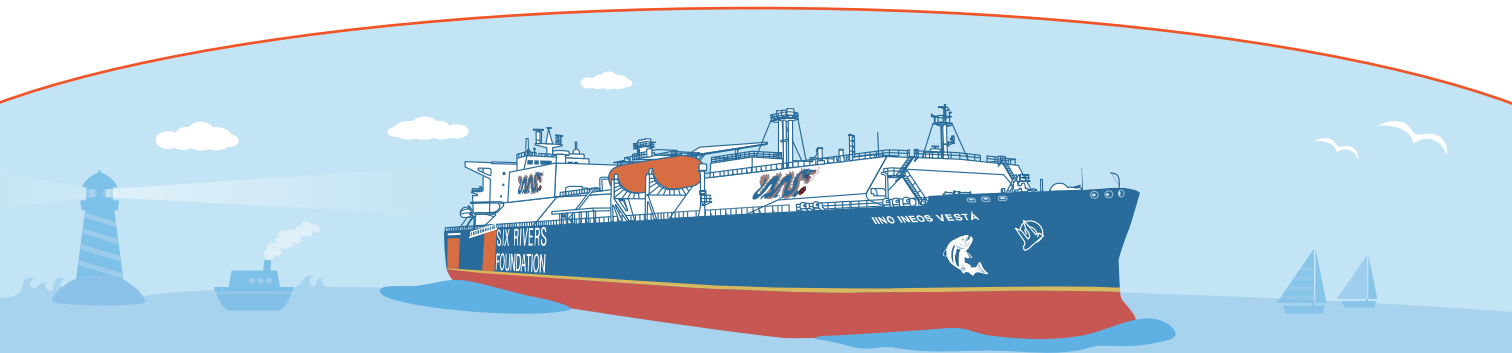
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)廃止の件
- 第4号議案 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 自己株式の取得の件

書面(郵送)及びインターネット等による議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時まで
※詳細は5ページから7ページをご参照ください。



■株主の皆様へ



代表取締役社長

大谷 祐介

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第135期定時株主総会招集ご通知（2025年4月1日から2026年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

企業理念 IINO PURPOSE

安全の確保を最優先に、
人々の想いを繋ぎ、
より豊かな未来を築きます

当期の事業環境について

当期（2025年度）の世界経済は、米国の関税問題や中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりから、先行きの不透明感が強まりました。我が国の経済は、インバウンド需要の回復に一部足踏みが見られたものの、設備投資が堅調に推移したことに加え、賃上げなどによる所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直すなど、全体として緩やかに回復しました。

当期の取組み・業績について

当社グループの海運業を取り巻く市況は、大型ガス船やドライバルク船においては総じて堅調に推移したものの、当社が主力とするケミカルタンカーにおいては中国経済の低迷等により、前期と比べて軟化しました。

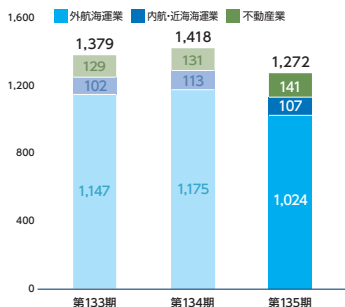
このような中、大型原油タンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入し、安定収入確保に努めましたが、一部の船舶においては入渠により稼働日数が減少しました。

ケミカルタンカーにおいては、基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けをはじめとする数量輸送契約に加え、米国出しのスポット貨物を積極的に取り込む等、採算確保に努めましたが、市況軟化と期末にかけてのホルムズ海峡の事実上の封鎖による中東域への配船制限の影響を受けました。一方で、

連結財務ハイライト

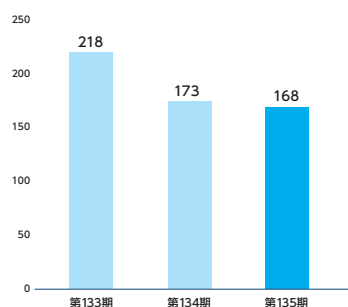
売上高

(単位:億円)



経常利益

(単位:億円)



期中に2隻の新造船が船隊に加わり稼働を開始しました。

大型ガス船においては、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保したことに加え、一部の船舶が好調な市況の恩恵を受けました。また、2025年9月に当社初の大型エタン船が竣工し、2026年1月には2隻目も船隊に加わりました。

ドライバルク船においては、専用船は順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。パナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船隊でも効率配船に努め、収益を確保しました。また、新たに基幹船隊に加わったパナマックス型及びハンディ型各1隻が収益に貢献しました。

内航・近海ガス輸送のうち、内航ガス輸送においては、安定収益確保に努めたものの、運航船の入渠が重なった影響を受けました。近海ガス輸送においては、既存の中長期契約に基づき安定して稼働し、収益を確保しました。

不動産業では、東京都心のオフィスビル賃貸市況は、新築大型ビルへの集約移転や利用面積の拡張等から、空室率が低下傾向となり、堅調に推移しました。当社所有ビルにおいては、オフィスフロアは順調な稼働を継続したことに加え、堅調な賃貸市況下での契約更改が収益拡大に貢献しました。商業フロアは入居率が高まり、飲食テナントを中心に売上が回復傾向となりました。英国ロンドンのオフィスビル賃貸市場においては、空室率の低下や高グレードな物件への需要に支えら

れ賃料水準は堅調に推移しました。当社所有ビルにおいては、オフィスの高グレード化に向けた長期改修工事の物件を除いて、総じて安定的に稼働しました。イイノホール&カンファレンスセンターにおいては、文化系やビジネス系を中心とした堅調な催事需要に支えられ、安定的な稼働を維持しました。不動産関連事業のスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、広告系やエンターテインメント系を中心とした案件を順調に受注し安定収益を確保しました。

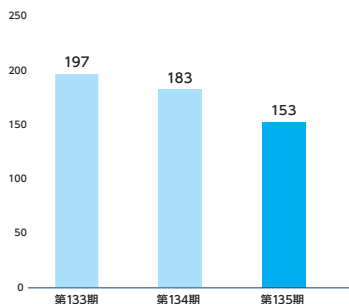
以上の結果、売上高は1,272億95百万円(前期比10.3%減)、営業利益は134億39百万円(前期比21.4%減)、経常利益は168億85百万円(前期比2.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は153億91百万円(前期比16.2%減)となりました。

なお、当期末の配当につきましては、株主の皆様への利益還元のためのさらなる強化及び資本コストや株価を意識した経営の実現のために、通期業績に対して配当性向40%を基準とする基本方針により、期末配当35円とし、中間配当24円とあわせ年間で1株当たり59円とさせていただきます。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:億円)



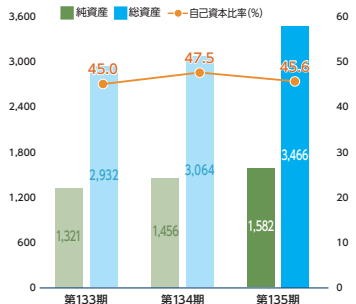
(注1) 表示金額未満を切捨てて表示しております。

(注2) 第134期より、組織変更に伴い、従来「外航海運業」に含めていた一部船舶について、報告セグメントの区分を「内航・近海海運業」に変更しております。第133期のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(注3) 第134期の期末配当33円には特別配当5円が含まれております。

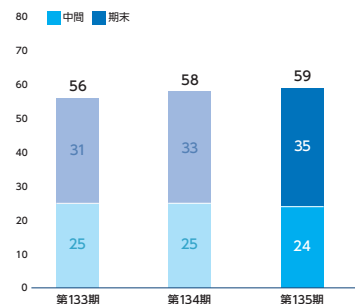
純資産/総資産(自己資本比率)

(単位:億円)



配当金

(単位:円)



株 主 各 位

証券コード：9119
2026年6月2日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社
代表取締役社長 **大谷 祐介**

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は郵送によって議決権を行使することができますので、**2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます**（インターネット等・郵送による議決権行使方法は5～7頁をご参照ください）。

敬 具

記

1. 日 時 **2026年6月25日（木曜日）午前10時**
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール（飯野ビルディング4階）
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第135期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

〈株主提案〉

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)廃止の件
第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
第5号議案 剰余金の処分の件
第6号議案 自己株式の取得の件

以 上

招集にあたっての決定事項

- ◆ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◆インターネット等による方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「飯野海運」又は「コード」に当社証券コード「9119」を入力し、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- ◆電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告のうち「会社の新株予約権に関する事項」、「会計監査人の状況」、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

その他ご案内

- ◆当日の議事進行につきましては日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。
- ◆車いすをご利用される方、又は聴覚障害の情報保障を希望される方は、準備の都合上、2026年6月18日（木曜日）までに必着で当社ホームページお問い合わせ窓口（<https://www.iino.co.jp/kaiun/contact/form/>）から、あるいは書面（株主総会担当宛にご送付ください。）にてお申し出願います。なお、情報保障につきましては、必ずしも全ての情報の正確性をお約束するものではございません。あらかじめご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ◆本株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◆本株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2026年6月25日（木曜日）午前10時

当日ご欠席の株主様



書面（郵送）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

7頁をご参照いただき各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙へのご記入内容についてのご案内

本総会においては、1名の株主様より株主提案（第3号議案から第6号議案まで）をご提案
 いただいております。

当社取締役会としては、株主提案に反対しております。

つきましては、以下をご参照いただき、議決権行使書用紙へ賛否をご記入のうえ、ご返送く
 ださい。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(ただし、 下の候補者を除く)</small>	
会社提案	賛	賛	
株主提案	否	否	

議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

ご賛同いただける場合、
 株主提案には「賛」ではなく
 「否」になりますので
 ご注意ください。

当社取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(ただし、 下の候補者を除く)</small>	
会社提案	賛	賛	
株主提案	否	否	

議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否

当社取締役会は、これらの議案に反
 対しております。詳細は、株主総会
 参考書類をご参照ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があった
 ものとしてお取り扱いいたします。

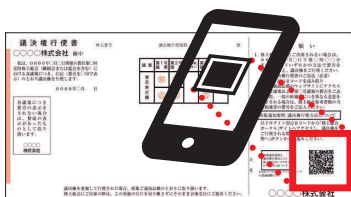
インターネット等による 議決権行使方法のご案内

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）




ぜひQ&Aも
ご確認ください。

インターネットライブ配信と事前質問受付のご案内

株主総会の様子をご自宅等からもご覧いただけるよう専用サイトにてライブ配信を行います。
また、同専用サイトにて当社への事前質問をお受けしますので下記のとおりご案内いたします。

<専用サイトへのアクセス方法>

- ◆ 下記URL又はQRコードよりアクセスしてください。
- ◆ ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。
- ◆ ライブ配信視聴は「参加」を押してください。事前質問は「事前質問を行う」を押して必要事項を入力してください。

URL	https://9119.ksoukai.jp	
ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）	
パスワード	郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要）	

株主総会ライブ配信日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時～株主総会終了まで

事前質問受付期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時まで

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ◆ 株主総会のライブ配信は、株主様への幅広い情報提供を目的としており、本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等ではできません、会社法上の出席にはなりません。あらかじめご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況、会場の機材トラブル等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ◆ 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ◆ ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ◆ ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は株主様のご負担となります。
- ◆ 配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますので、あらかじめご了承ください。

<事前質問にあたっての注意事項>

- ◇ 事前にいただいた質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ◇ 株主総会で取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
証券代行事務センター 専用ダイヤル
0120-782-041
受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ
03-6833-6225
受付日時：6月25日（木）
午前9時から株主総会終了時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。持続的な企業成長のための新規投資によって株主価値の増大に努めると同時に、長期的な観点から安定的な配当を継続し、配当額と利益成長との連動性を高めるため、また、株主の皆様への利益還元のさらなる強化及び資本コストや株価を意識した経営の実現のために、当期の期末配当につきましては、通期業績に対して配当性向40%を基準とする基本方針としております。

当期の配当につきましては、前述の基本方針に基づき期末配当は、普通配当35円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金1株当たり24円を加えた当期の年間配当金は1株当たり59円となります。

なお、本総会には、本議案とは別に後記のとおり株主様より剰余金の配当に関する議案が提案されており、両議案の決議の結果を受けて配当金の支払いの手続きを取るため、例年と比べて配当金の支払開始を大幅に遅らせる必要がございます。つきましては、配当金支払開始日を2026年7月17日とさせていただきますと存じます。

(当社取締役会は、後記の株主提案による第5号議案に反対しております。)

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額3,703,097,895円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

4

配当金支払開始日

2026年7月17日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大谷祐介、鮎子田修、藤村誠一、保木裕二、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の8名は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	候補者属性
1	大谷祐介	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	保木裕二	男性	取締役執行役員	再任
3	藤村誠一	男性	取締役執行役員	再任
4	鮎子田修	男性	取締役常務執行役員	再任
5	三好真理	女性	社外取締役	再任 独立 社外
6	野々村智範	男性	社外取締役	再任 独立 社外
7	高橋静代	女性	社外取締役	再任 独立 社外
8	姫野毅	男性	社外取締役	再任 独立 社外



所有する当社株式の数

45,200株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

1

おお くに ゆう すけ
大谷 祐介

1967年9月16日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2010年6月 イイノガストラנסポート(株)営業グループリーダー
- 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー
- 2014年6月 当社ドバイ駐在員事務所代表
- 2016年6月 当社総務・企画部長
- 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長
- 2018年6月 当社執行役員、経営企画部長委嘱
- 2019年6月 当社執行役員、ビル事業部担当、不動産開発企画部担当
- 2020年6月 当社取締役執行役員、
ビル事業部担当及び不動産開発企画部担当
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、
業務管理部担当及びSR広報部担当
- 2022年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、SR広報部担当、
サステナビリティ推進部担当及び業務管理部管掌
- 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

大谷祐介氏は、ガス船部門、総務・企画部門及び不動産事業部門での豊富な知識と経験を有しており、2023年4月より当社代表取締役社長社長執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

14,200株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

2 やす き 保木 ゆう じ 裕二 1970年2月4日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 当社入社
- 2006年7月 IINO SINGAPORE PTE. LTD.出向
- 2017年6月 当社業務管理部長
- 2019年6月 当社経営監査室長
- 2023年6月 当社執行役員、サステナビリティ推進部担当、同部長委嘱、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
- 2024年6月 当社取締役執行役員、サステナビリティ推進部担当及び同部長委嘱、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
- 2025年6月 当社取締役執行役員、サステナビリティ推進部担当、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱（現任）

<当社における管掌・担当>

サステナビリティ推進部担当、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

保木裕二氏は、総務・企画部門、広報・IR部門及び経営監査室での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役執行役員を務め、同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

21,600株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

3

ふじむら せいいち
藤村 誠一

1965年10月28日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年6月 当社入社
- 2003年7月 Fairfield Chemical Carriers Inc. 出向
- 2010年6月 当社海運営業第1グループリーダー
- 2012年6月 当社油槽船グループリーダー
- 2014年6月 当社ケミカル船第一部長
- 2016年6月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. Director及び当社ケミカル船第二部長
- 2018年6月 当社執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当及びケミカル船第二部長委嘱 兼IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
- 2024年6月 当社取締役執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌、IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
- 2025年6月 当社取締役執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌（現任）

<当社における管掌・担当>

ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌

<重要な兼職の状況>

IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
IINO LINES (U.S.A.) INC. President

候補者とした理由

藤村誠一氏は、ケミカル船部門での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役執行役員を務め、当社グループの営業力をさらに強化しております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	性別
-------	----	------	----

4	ふしだ おさむ 鮒子田 修	1967年8月4日生	男性
---	------------------	------------	----

再任

所有する当社株式の数

21,000株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2013年1月 IINO SINGAPORE PTE. LTD.出向
- 2014年6月 同 当社ケミカル船第二部長兼務
- 2016年6月 当社ケミカル船第一部長
- 2019年6月 当社経理部長
- 2020年6月 当社執行役員、経理部担当及び経理部長委嘱
- 2023年6月 当社取締役執行役員、経営企画部担当、経理部担当及び同部長委嘱、DX推進部管掌
- 2024年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、経理部担当、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌
- 2025年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、経理部管掌、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌（現任）

<当社における管掌・担当>

経営企画部担当、経理部管掌、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

鮒子田修氏は、ケミカル船部門及び経理部門での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役常務執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	性別	再任
5	三好 真理	1958年3月16日生	女性	独立 社外

所有する当社株式の数

3,000株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 外務省入省
- 2006年8月 国際連合日本政府代表部公使
- 2008年8月 在ドイツ日本国大使館公使
- 2012年4月 法務省仙台入国管理局長
- 2014年1月 外務省領事局長
- 2015年10月 在アイルランド特命全権大使
- 2019年8月 特命全権大使（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当）
- 2021年3月 外務省退官
- 2021年6月 当社社外監査役
- 2022年6月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

- （公財）国連大学協力会 評議員
- 学校法人津田塾大学 評議員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三好真理氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な知識と経験を有しております。同氏は2021年6月開催の第130期定時株主総会で当社の社外監査役に就任後、2022年6月開催の第131期定時株主総会で当社の社外取締役に転じておりますが、社外監査役就任中は取締役の職務遂行を適切に監視いただき、社外取締役に転じてからも幅広い視点から当社経営に対する的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	性別
-------	----	------	----

6	の の むら 野々村	とも のり 智範	1958年3月21日生 男性
---	---------------	-------------	-------------------

再	任
独	立
社	外

所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 住友セメント(株) (現住友大阪セメント(株)) 入社
 2009年6月 住友大阪セメント(株)法務室長
 2013年6月 同社執行役員兼企画部長兼管理部長
 2018年6月 エスオーシー物流(株)代表取締役社長
 2021年6月 同社取締役相談役
 2023年3月 同 退任
 2023年6月 当社社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>
なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野々村智範氏は、上場企業法務責任者及び企業経営責任者として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2023年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対して的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	性別	
7	たか はし しず よ 高橋 静代	1962年2月24日生	女性	再任 独立 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 チェース・マンハッタン銀行（現JPモルガン・チェース銀行）東京支店入行
- 1990年12月 中央クーパーズ・アンド・ライブランドコンサルティング(株)入社
- 1994年10月 フューチャーシステムコンサルティング(株)（現フューチャーアーキテクト(株)）入社
- 2004年4月 同社執行役員 事業部長
- 2008年4月 同社執行役員 人財本部長
- 2016年1月 (株)ビジネスブレイン太田昭和入社
- 2017年7月 ウェルネット(株)入社
- 2017年9月 同社取締役管理部長
- 2020年7月 (株)ベビーカレンダー社外取締役（現任）
- 2023年4月 (株)シーイーシー社外取締役（現任）
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

- (株)ベビーカレンダー社外取締役
- (株)シーイーシー社外取締役

所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高橋静代氏は、業務・IT両面に強みをもつコンサルタント及び上場企業の事業会社取締役管理部長として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2023年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対する的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。

これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号	氏名	生年月日	性別	再任
8	ひめの 姫野 毅	1958年8月19日生	男性	独立 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 旭化成工業(株) (現 旭化成(株)) 入社
- 1988年10月 札幌医科大学派遣 (2年間)
- 2006年7月 旭化成ファーマ(株)臨床開発センター開発推進部長
- 2011年4月 同社医薬研究センター長
- 2013年4月 同社薬事・信頼性保証センター長
- 2014年4月 旭化成(株)研究・開発本部ヘルスケア研究開発センター長
- 2015年4月 同社執行役員
- 2016年4月 旭化成メディカル(株)取締役常務執行役員、医療製品開発本部長
- 2017年4月 同社代表取締役社長
- 2019年4月 旭化成(株)上席執行役員、品質保証担当
- 2022年4月 同社顧問
- 2024年6月 当社社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>
なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

姫野毅氏は、企業経営者として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2024年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対する的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。

これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
- (注3) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
- (注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
- (注5) 当社は各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、大谷祐介、保木裕二、藤村誠一、鮎子田修、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 三好真理氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、野々村智範及び高橋静代の両氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。姫野毅氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (注7) 当社は、野々村智範及び姫野毅の両氏の再任が承認された場合、両氏との間で締結されている買収への対応方針に基づく特別委員会の委員の委任契約を継続する予定です。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験

当社のスキルマトリックスについて

中期経営計画FY2026-2030における重点戦略及び事業基盤戦略の推進にあたり、”取締役会が持つべきスキル(知識、経験、能力)”を指名・報酬諮問委員会にて議論し、下記の8つのスキルを選定しました。

当社取締役会は、取締役会全体として8つのスキルを備える機関とし、適切な経営の監督を実践してまいります。

	監査 取締役 役就・ 任年	企業 経営	事業 戦略 テー ィン グ	財務 ・ 会計	資本 市場 ・ IR	法 務 ・ リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	人材 ・ 労 務	ESG	グ ロー バ ル 戦 略
大谷祐介	2020	●	●		●	●		●	●
保木裕二	2024	●	●	●	●	●		●	
藤村誠一	2024		●				●	●	●
鮎子田修	2023	●	●	●		●	●		
独立・社外 三好真理	2021							●	●
独立・社外 野々村智範	2023		●			●			
独立・社外 高橋静代	2023			●	●		●		
独立・社外 姫野毅	2024	●				●			

スキル選定理由・定義については次のとおりです。

企業経営	中長期的な企業価値の創造や企業理念の実現、企業の永続的発展を目指すために、企業でのマネジメント経験を持ち、経営全般に関する高度な判断や助言を行える役員が必要である。
事業戦略・マーケティング	当社の主力事業である海運事業及び不動産事業を含む各事業において、事業特性や市場環境を踏まえた営業戦略の立案・マーケティングを推進するための経験やノウハウを持つ役員が必要である。
財務・会計	中期経営計画において重点戦略に財務資本戦略を掲げており、資金調達や資本政策の立案、財務規律の管理を適切に行うため、財務・会計に関する知識・経験を持つ役員が必要である。
資本市場・IR	当社は資本市場との建設的な対話を通じた企業価値向上を重視しており、資本コストを意識した経営及び企業価値向上を実現するため、資本市場・IRに関する知識・経験を有する役員が必要である。
法務・リスクマネジメント	当社はグローバルに事業を展開しており、国内外の法制度・各種規制の知識・経験を持ち、リスクを適切に評価し、予防・対策をリードできる役員が必要である。
人材・労務	多様な人材の確保など、人材戦略の実行による従業員エンゲージメントの向上を通して企業価値を最大化するために、人事・労務（又は人材開発）に関する知識・経験を持つ役員が必要である。
ESG	中期経営計画において重点戦略に脱炭素化戦略、事業基盤戦略に人的資本経営、高品質な資産管理による安全の提供、適切なガバナンス体制の深度化等を掲げており、新技術採用を含めこれらの分野における知識・経験を持つ役員が必要である。
グローバル戦略	当社はグローバルに事業を展開しており、中期経営計画の重点戦略の一つである事業戦略を推進するためには、海外での勤務経験や海外の商習慣等の知識・経験を持つ役員が必要である。

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役（あわせて以下「社外役員」という）の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

（社外取締役）

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社により一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

（社外監査役）

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

（社外役員の独立性判断基準）

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者（注1）
2. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額（注4）の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者（注5）
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ）
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間において上記（a）、（b）又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

（注2）当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

（注3）当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

（注4）多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

（注5）前記4に関しては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

（注6）重要な者には、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）が含まれる。

以上

<株主提案>

第3号議案から第6号議案までは、株主提案によるものであります。

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）廃止の件

(1) 議案の要領

2025年6月26日開催の当社第134期定時株主総会において一部改定及び継続が承認された「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を廃止する。

(2) 提案の理由

事業会社では不動産事業はコングロマリット・ディスカウントの主因となるが、当社は2025年3月末で時価総額に相当する2088億円の賃貸等不動産を保有するため、同含み益を反映した実質的な株価純資産倍率（PBR）は約0.8倍にとどまる。

にもかかわらず、当社は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益を損なうリスクを内包する、買収防衛策を導入している。

経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」は、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（33-34頁）とする。

しかし、常態化する実質的PBRの1倍割れを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されていない。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

① 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本方針」といいます。）の必要性

当社は、特定の者による当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社経営の基本方針を踏まえた事業特性への理解を有せず、一部の事業や資産に着目した専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定・遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。

それにもかかわらず、日本の公開買付制度では、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。大規模買付者が突然現れた場合に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が企図する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切且つ十分に提供されることが不可欠であると考えております。そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、昨年6月開催の当社第134期定時株主総会にて株主の皆様から承認いただいた上で、本方針を導入しており、現時点においてもその必要性は変わっていないものと判断しております。

② 本方針の合理性・公正性

本方針においては、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、(i)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくか、又は、(ii)独立性の高い特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断を行うこととしております。また、大規模買付行為が本方針に定める大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集する

ことなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び強圧的二段階買収の五つの類型に限定しております。さらに、本方針の運用に関する所定の事項について、特別委員会への必要的な諮問事項としており、取締役会が恣意的な運用を行うことによる手続の遅延を防止するための仕組みが確保されています。加えて、当社取締役の半数が当社の独立役員である社外取締役となっており、当社取締役会による対抗措置の発動を含む本方針の運用の公正性も担保されています。

このように、本方針は、提案株主が指摘するような「買収防衛策の発動権限を原則として取締役会に付与する」ものではなく、むしろ経営者による「会社の私物化」や経営者の自己保身を排するための適切な措置として、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されたものとなっており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当なものであると考えます。

③ 資本コストを意識した経営及び資本収益性の改善に向けた当社の対応

当社は、2026年5月8日付で「中期経営計画 Transformation for a Sustainable Future（計画期間：2026年4月～2031年3月）」（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表しました。当社は、本中期経営計画に基づき、IINO VISION並びに2050年長期ビジョン及び2035年中期ビジョンの実現に向けて、当社の事業戦略として、前中期経営計画から投資額を倍増させつつ、成長・新規事業及び主力事業への投資の転換を進めるとともに、戦略投資を進めることで当社の収益基盤の拡充を進めてまいります。

また、当社の財務資本戦略として、規律あるBSマネジメントをその基本的な方針とし、保有不動産の価値を考慮した積極的な財務レバレッジの活用と財務健全性確保の両立、株主還元の実現、政策保有株式の縮減等を進めてまいります。

当社は、これらの事項を内容とする本中期経営計画の推進により、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて企業価値を高め、PBRの一層の向上を図ってまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の報酬等) 第 27条 (省略) 2. <u>取締役の報酬については、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容および決定方法を開示する。</u>

(2) 提案の理由

当社株式における実質PBRの1倍割れは、株主が期待するリターンである株主資本コストを株主資本利益率（ROE）が下回った結果であり、推計投資利回り（償却後・税後）で約1.2%と資本コストに届かないリターンの賃貸等不動産がそのディスカウントの主因である。

当社は、財務レバレッジをある程度きかせているものの、不動産投資信託（REIT）と異なって税制面で優遇がなく、不動産投資・運用のプロでない事業会社にとって、賃貸等不動産の投資利回りが不動産事業、ひいては、会社全体の資本コストを上回るのは金融理論的に達成がほぼ不可能である。

しかしながら、当社は買収防衛策を導入しており、取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率の面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができる環境を整えるのが本提案の主眼である。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、取締役を含む役員の報酬等に関して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針としております。かかる基本方針の下、業務執行取締役の報酬については、①固定報酬（月例報酬）、②業績連動報酬（月例報酬）、③業績連動報酬（賞与）及び④業績連動報酬（株式購入報酬）の4種類で構成しております。また、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみで構成しております。

また、当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」といいます。）として、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう、業務執行取締役の業績連動報酬（賞与）（上記③）について、新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とし、人為的な事由に起因する重大事故が生じた場合には減額を行う安全に関する非財務指標も採用しております。加えて、当社では脱炭素化戦略を重点戦略の一つと位置付けており、その達成に資するインセンティブとなるよう、業務執行取締役の月例報酬の一部（上記②）について、環境に関する非財務指標としてCDPスコアを導入しております。

この決定方針については、取締役会の諮問を受けた、過半数を独立社外取締役で構成し、且つ、委員長も独立社外取締役が務める指名・報酬諮問委員会がその原案を作成し、その答申内容を尊重して取締役会において決議しております。そして、

各年度における取締役の個人別の報酬額についても、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定方針との整合性を含めて慎重に審議をした上で決定しております。

さらに、当社は、有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額及び対象となる員数について、適法且つ適正に開示しております。

これに対し、本議案は、取締役の報酬について個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する旨の規定を定款に新たに定めることを求めるものです。しかしながら、当社においては、上記のとおり、適切な手続を経て決議された決定方針に基づき、客観性、透明性及び公正性を確保したプロセスの下で、株主の皆様と株主価値を共有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことのできる報酬額が適切に決定されておりますので、本議案で提案されている規定を定款に記載する必要はないと考えております。

なお、当社は、本中期経営計画を着実に実行することにより、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて当社の企業価値を向上させ、PBRの向上を図ってまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本議案に対する意見について指名・報酬諮問委員会に諮問しており、当社取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金136円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金136円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

当社株式は、実質的なPBRが1倍を割り込んでいる。時価ベースでの収益性が低い賃貸等不動産を株式時価総額に比して大きな規模にて抱え込み、資本効率が低迷しているためである。そこで、当社の株主価値が毀損し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、抜本的な株主還元が必要となる。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」とし、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会

社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、持続的な企業成長のための新規投資によって株主価値の増大に努めると同時に、配当額と利益成長との連動性を高め、適正で透明性のある利益還元を実施するとともに、長期的な観点から安定収益を背景として継続的な配当を維持するため、2026年3月期は、通期業績に対して配当性向40%を基準とする配当方針としておりました。

加えて、本中期経営計画で公表いたしましたとおり、個別重点政策の一つとして、株主還元の強化を掲げております。本中期経営計画における株主還元策として、通期業績に対して配当性向を40%とすることに加え、配当の予見性及び安定性を高めることを目的として、1株当たりの下限配当額を30円とする新たな配当方針を導入いたしました。当該下限配当額は、不動産業を核とした安定・成熟事業からもたらされる長期安定的な利益に裏付けられるものです。また、自己株式の取得を財務規律を踏まえた機動的な資本コントロール手段として位置付けております。地政学リスク、船価・コスト・金利の上昇、船舶発注から竣工までの長期化等、当社を取り巻く外部環境は大きく変化しております。当社は、こうした事業環境の変化に即応するための事業基盤の維持強化、及び持続的な成長のための新規投資を強化するため、積極的な財務レバレッジの活用と財務健全性確保の両立に必要な内部留保を適切に確保し、これを機動的に活用することの重要性を勘案すると、当社の配当方針

は上記のとおりとすることが適切であると判断しております。

これに対し、本議案の求める剰余金の処分を実施した場合、当社の成長投資の財源を損ない、成長投資を円滑に遂行することに支障を生じさせ、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる結果、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになることと認識しております。当社は、成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、継続的な企業価値向上と、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指してまいります。

なお、当社は、資本収益性向上と不動産事業の成長のために、外部パートナーとの協働なども視野に入れ、国内外の不動産開発・資産入替のケイパビリティを段階的に拡充し、バリューアップとキャピタルゲインを実現してまいります。また、オフィスビルの賃貸を、長期の安定キャッシュを創出し、当社の成長投資を支える収益基盤となる安定・成熟事業として位置付け、市況を反映した賃料改定・高稼働率の維持、運営コストの最適化とともに、各物件の将来性や戦略合理性を踏まえた適切な運営・保有方針の見直しを行うことで安定した収益を確保し、資本効率の向上を実現してまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数400万株、取得価格の総額73億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回る場合は、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きい賃貸等不動産を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、実質的なPBRの1倍割れが長期化する可能性が高い。よって、自社株買いは、少数株主保護に有効な手段となる。

当社においては、本業に資さない政策保有株(上場株式)が2025年3月末時点で140億円あるため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の5%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

注 「議案の要領」及び「提案の理由」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、本中期経営計画において、事業戦略により創出したキャッシュと資産売却収入を、成長投資、財務規律の維持及び株主還元の観点から配分することといたしました。また、当該計画における株主還元方針につき、自己株式取得を資本効率及び財務規律を踏まえた機動的な資本コントロール手段と位置付け、必要に応じ柔軟に実施する方針を新たに公表いたしました。これに対し、本議案は本定時株主総会終結のときから1年以内に、株式総数400万株(取得価格の総額73億円)の自己株式の取得を求めるものです。しかし、中東情勢をはじめとする地政学リスク等により事業環境が変化する可能性等を勘案せずに、あらかじめ時期及び規模を定めた自己株式の取得は、こう

した事業環境の変化に即応するための事業基盤の維持強化、及び持続的な成長のための新規投資に必要な内部留保を確保し、これを機動的に活用することに支障を生じさせ、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる結果、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになると認識しております。また、自己株式の取得にあたっては、時々株価水準、収益状況、事業環境等に応じて、取締役会が最適なタイミングで機動的に判断することで、株主還元の実現の効果が発揮され则认为ます。

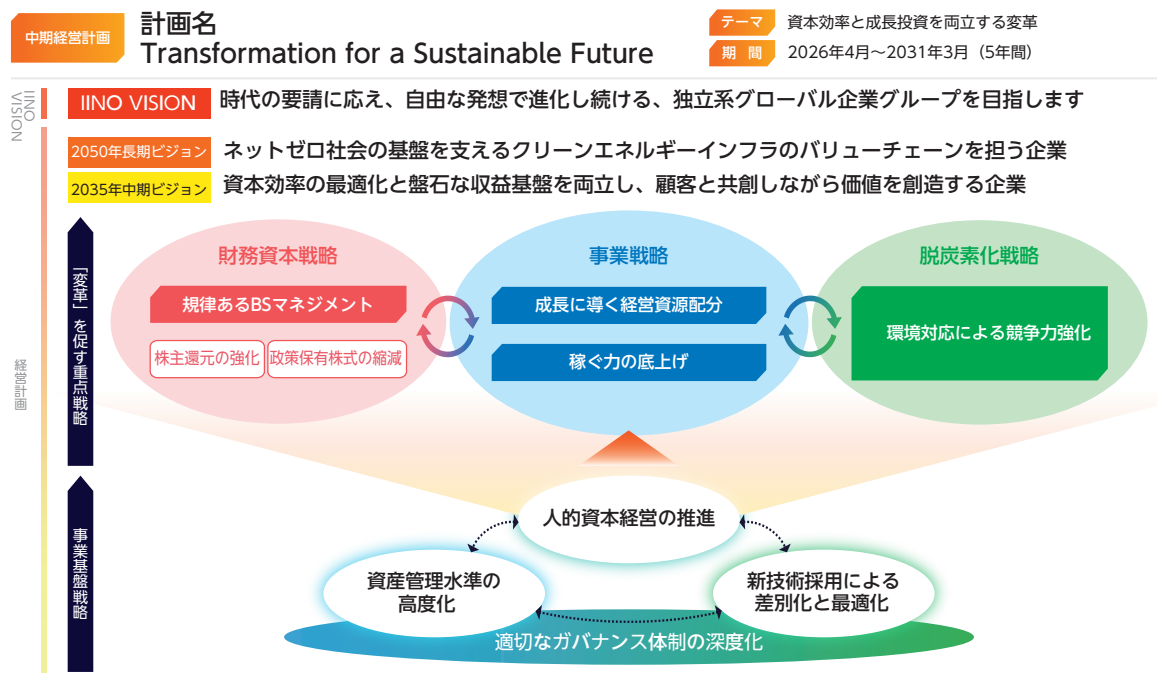
当社は、株価水準、収益状況、事業環境等に応じた機動的な自己株式取得を通じて、当社の資本を適切にコントロールし、成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指してまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

【ご参考】新中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」について

当社は、2026年4月から開始する5年間のグループ中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」（計画期間：2026年4月～2031年3月、以下「本計画」という）を策定しました。

本計画は、構造変化や将来環境に関する不確実性が高まる中、短期的な課題対応に加え、長期視点の成長戦略の重要性が一層増大していることを踏まえ、2050年長期ビジョン及び2035年中期ビジョンからバックキャストし、その実現に向けた最初の5年間の計画として策定しました。前計画がSustainable Futureに向けた「挑戦・冒険」であったのに対し、本計画では、Sustainable Futureを実現するために、資本効率と成長投資を両立する「変革」をテーマに掲げ、更に進化していくという意志を、「Transformation」という計画名に込めています。



重点戦略の概要：「変革」を促す3つの戦略

本計画の重点戦略として、事業戦略、財務資本戦略及び脱炭素化戦略の3つの戦略を軸に、諸施策を実行していきます。具体的には、前計画で強化された財務基盤のもと、5年間で約2,000億円の投資を、主に成長・新規事業及び主力事業へ配分し、事業ポートフォリオのリバランスを進めます。成長投資の実行に当たっては、財務規律を守りつつ、保有不動産の価値も考慮した財務レバレッジの活用により、資本コストを上回る成長投資と資本効率の両立を目指します。加えて、この成長投資から創出される利益を原資に、配当性向40%を基準とした配当の継続を基本としつつ、新たに下限配当の導入や、機動的な自己株式の取得を実施し、株主還元をより一層充実させていきます。

財務資本戦略



規律あるBSマネジメント

株主還元の強化

政策保有株式の縮減

- 保有不動産の価値を考慮した積極的な財務レバレッジの活用と財務健全性確保の両立
- 安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現
- 資本効率向上に資する政策保有株式の縮減

事業戦略



成長に導く経営資源配分

注力事業への積極投資による船隊拡充と事業規模の拡大

稼ぐ力の底上げ

営業力とコストマネジメントの強化による既存事業の磨きこみ

脱炭素化戦略



環境対応による競争力強化

- 2050年ネットゼロ目標を達成するロードマップの策定
- 次世代燃料船への投資促進

株主還元強化について

株主還元策に下限配当の導入及び自己株式取得を追加し、より安定的かつ柔軟な枠組みへ進化させます。

株主還元の基本的な考え方

成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指す

配当性向 40%

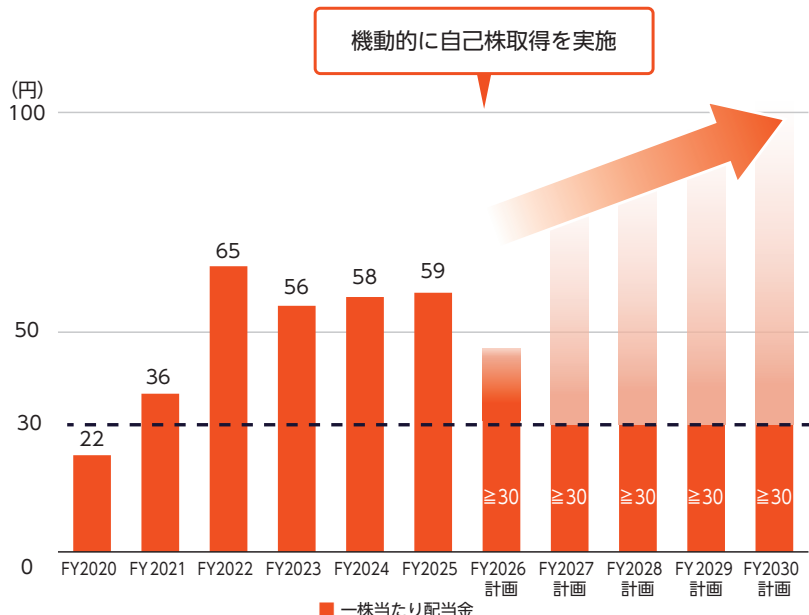
海運業における市況上振れ局面で収益が増加すれば、利益に連動した配当で適切に還元

下限配当（一株当たり）30円

不動産業を核とした安定・成熟事業からもたらされる長期安定的な利益に裏付けされた下限配当を設定し、配当の安定性と予見性を高める

自己株式の取得

自己株式取得は、財務規律を踏まえた自己資本コントロール手段と位置づけ、収益状況等に応じ機動的に実施する



主な数値目標

本計画の財務及び非財務の数値目標は以下のとおりです。2030年度の財務数値目標として、利払前税引後利益である事業コア利益225億円、ROIC 5%、ROE10%、DEレシオ1.3~1.8倍と設定しています。

非財務面数値目標においては、重大事故発生件数、海運業のGHG削減率に加え、稼ぐ力の底上げに関連する人的資本経営の推進目標として、業務効率化の実現及び従業員エンゲージメントの向上についても数値目標を新たに設定しています。

財務数値目標※1				
	2025年度 実績	2026年度 予想※5	2030年度	2035年度
事業コア利益※2	169億円	152億円	225億円	300億円
ROIC※3,4	6.0%	4.8%	5%	5%超
ROE	10.1%	7.5%	10%	10%超
D/Eレシオ※4	0.9倍	0.99倍	1.3 ~1.8倍	—※6

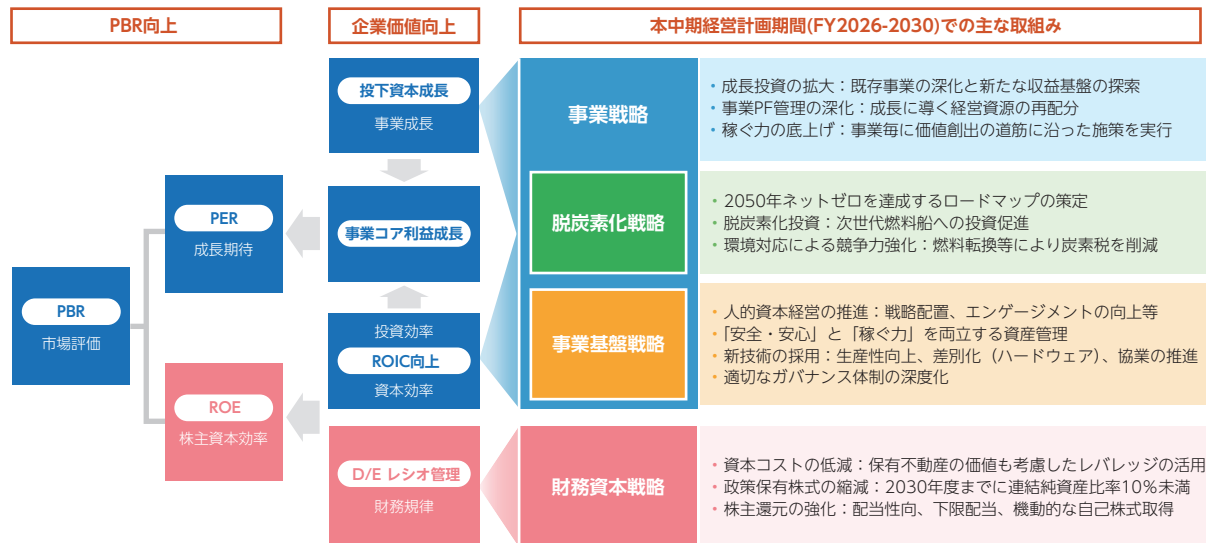
非財務数値目標		
	2025年度 実績	2030年度
重大事故発生件数※7	0件	0件
海運業の温室効果ガス (GHG)削減率※8 (原単位/対20年)	▲15%	▲20%
前年度比で業務効率を 改善した部門の割合※9	—	100%
エンゲージメントの 向上※9,10	総合スコアB (66.8点)	総合スコアA (70点以上)

※1 成果目標と財務規律指標 ※2 利払前税引後利益 ※3 事業コア利益 ÷ 投下資本
 ※4 2030年度以降の数値は新リース会計適用後。有利子負債に現時点の想定リース負債額 約350億円を加算
 ※5 ホルムズ海峡往來が2026年6月中に再開され約2か月で従来の水準に回復する前提
 ※6 本計画終了時迄に改めて設定

※7 当社グループ定めによる重大な事故（船舶、ビル及び情報システム）
 ※8 2025年度は第3四半期末時点実績
 ※9 飯野海運単体数値
 ※10 株式会社タナベコンサルティンググループのエンゲージメントサーベイを活用

企業価値向上に向けた価値創造ドライバー

本計画の推進により、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて企業価値を高め、PBRの向上を図ってまいります。



本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/5f112f1f/bad6/4d3a/8a65/71ffc7cace7/20260430154936543s.pdf>

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

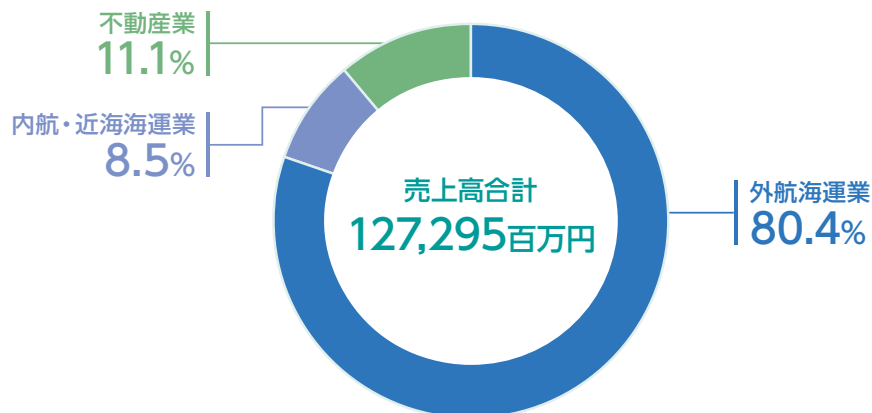
当期の世界経済は、米国の関税問題や中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりから、先行きの不透明感が強まりました。

米国では、堅調な企業の設備投資などにより比較的高い成長が続いたものの、雇用情勢の悪化や関税措置を巡る不確実性、中東情勢悪化に伴う原油価格上昇への懸念などから、期末にかけて景気拡大のペースは鈍化しました。欧州では、各国の回復度合いにばらつきがあるものの、良好な雇用・所得環境の改善が個人消費を下支えし、景気は緩やかに持ち直しました。中国では、政府による財政支出の拡大や外需が景気を下支えした一方、雇用環境の停滞や不動産市場の調整が続いたことなどから、内需を中心に景気は弱含みで推移しました。我が国の経済は、インバウンド需要の回復に一部足踏みが見られたものの、設備投資が堅調に推移したことに加え、賃上げなどによる所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直すなど、全体として緩やかに回復しました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、大型ガス船やドライバルク船においては総じて堅調に推移したものの、当社が主力とするケミカルタンカーにおいては中国経済の低迷等により、前期と比べて軟化しました。このような状況の下、当社グループでは、支配船腹の長期契約への投入による安定収益の確保やスポット貨物の積極的な取込みによる採算向上に努めましたが、特にケミカルタンカーにおいて市況軟化と期末にかけてのホルムズ海峡の事実上の封鎖による配船制限の影響を受けました。不動産業においては、当社所有ビルが順調な稼働を継続したことに加え、堅調な賃貸市況下での契約更改が収益拡大に貢献しました。

以上の結果、売上高は1,272億95百万円（前期比10.3%減）、営業利益は134億39百万円（前期比21.4%減）、経常利益は168億85百万円（前期比2.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は153億91百万円（前期比16.2%減）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第134期 (2024年度)		第135期 (2025年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	117,501	82.8	102,464	80.4	△12.8
内 航 ・ 近 海 海 運 業	11,343	8.0	10,764	8.5	△5.1
不 動 産 業	13,103	9.2	14,180	11.1	8.2
計	141,947	100.0	127,409	100.0	—
セグメント間の内部売上高又は振替高	△81	—	△114	—	—
合 計	141,866	—	127,295	—	—

(注) △は減少を表示しています。

為替価格 (当期平均)	¥150.23/US\$ (前期¥152.73/US\$)
船舶燃料油*単価 (当期平均)	US\$509/MT (前期US\$612/MT) *適合燃料油

各セグメント別の状況

外航海運業

売上高 1,024億64百万円 営業利益 87億86百万円

大型原油タンカー

大型原油タンカー市況は、秋口以降活発であった大西洋域での荷動きの鈍化を受けて軟化した後、米国及びイスラエルによるイラン攻撃に端を発したホルムズ海峡の事実上の封鎖により急騰するも、実勢を捉えにくい混乱局面となりました。

当社においては、支配船腹を長期契約に継続投入し、安定収入確保に努めましたが、一部の船舶においては入渠により稼働日数が減少しました。



SOxスクラバー搭載VLCC
富士山丸(五代目) 312,499DWT

ケミカルタンカー

ケミカルタンカー市況は、中国経済の低迷をはじめとする世界経済の不透明さにより、前期と比べ軟化しましたが、期末にかけてのホルムズ海峡の事実上の封鎖の影響により急騰しました。

当社においては、基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けをはじめとする数量輸送契約に加え、米国出しのスポット貨物を積極的に取り込む等、採算確保に努めましたが、市況軟化と期末にかけてのホルムズ海峡の事実上の封鎖による中東域への配船制限の影響を受けました。一方で、期中に2隻の新造船が船隊に加わり稼働を開始しました。



ケミカルタンカー(ステンレスタンク)
CHEMROAD KAIA 35,769DWT

■ 大型ガス船

大型LPG船市況は、米中関税摩擦等による不透明感から一時弱含んだものの総じて高い水準で推移し、ホルムズ海峡の事実上の封鎖後は、米国からアジア各国への長距離航海増加が船腹需給を引き締めたことにより、一段と強含みました。

当社においては、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保したことに加え、一部の船舶が好調な市況の恩恵を受けました。また、2025年9月に当社初の大型エタン船が竣工し、2026年1月には2隻目も船隊に加わりました。



エタン二元燃料主機搭載VLEC
IINO INEOS SUNNA 99,000m³

■ ドライバルク船

ドライバルク船市況は、期初は軟調に推移するも、穀物の順調な海上荷動きに加え、石炭及びその他ばら積み貨物の底堅い輸送需要もあり夏場以降は総じて堅調に推移しました。

当社においては、専用船は順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。パナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船隊でも効率配船に努め、収益を確保しました。また、新たに基幹船隊に加わったパナマックス型及びハンディ型各1隻が収益に貢献しました。



ローターセイル搭載石炭専用船
YODOHIME 84,961DWT

以上の結果、外航海運業の売上高は1,024億64百万円（前期比12.8%減）、営業利益は87億86百万円（前期比33.4%減）となりました。

内航・近海海運業

売上高 107億64百万円

営業利益

3億3百万円

■ 内航ガス

内航ガス輸送の市況は、慢性的な内需の低迷から荷動きは総じて低調に推移しましたが、新造船供給等が限定的であったことから船腹需給は引き締まり、前期並みの水準を維持しました。

当社においては、安定収益確保に努めたものの、運航船の入渠が重なった影響を受けました。



内航LPG船
明邦丸 1,852m³

■ 近海ガス

近海ガス輸送の市況は、中国経済の減速に伴う輸送需要の低迷により低調に推移したことに加え、ホルムズ海峡の事実上の封鎖に伴うアジア各国のプラントの生産停止や減産の影響を受けました。

当社においては、既存の中長期契約に基づき安定して稼働し、収益を確保しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は107億64百万円（前期比5.1%減）、営業利益は3億3百万円（前期比33.3%減）となりました。

不動産業

売上高 141億80百万円 営業利益 43億50百万円

不動産賃貸

東京都心のオフィスビル賃貸市況は、新築大型ビルへの集約移転や利用面積の拡張等の需要により、空室率が低下傾向となり、堅調に推移しました。

当社所有ビルにおいては、オフィスフロアは順調な稼働を継続したことに加え、堅調な賃貸市況下での契約更改が収益拡大に貢献しました。商業フロアは入居率が高まり、飲食テナントを中心に売上が回復傾向となりました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸市場においては、空室率の低下や高グレードな物件への需要に支えられ賃料水準は堅調に推移しました。

当社所有ビルにおいては、オフィスの高グレード化に向けた長期改修工事中の物件を除いて、総じて安定的に稼働しました。

不動産関連事業

イノホール&カンファレンスセンターにおいては、文化系やビジネス系を中心とした堅調な催事需要に支えられ、安定的な稼働を維持しました。

不動産関連事業のスタジオ事業を運営する㈱イノ・メディアプロにおいては、広告系やエンターテインメント系を中心とした案件を順調に受注し安定収益を確保しました。



イノホール



飯野ビルディング(2011年竣工/写真左)
日比谷フォートタワー(2021年竣工/写真右)

以上の結果、不動産業の売上高は141億80百万円（前期比8.2%増）、営業利益は43億50百万円（前期比25.7%増）となりました。

2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

3. 設備投資の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。

当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額640億95百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては、購入した船舶への支払を中心に合計510億69百万円、内航・近海海運業においては、設備工事を中心に合計2億22百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に123億9百万円の設備投資を実施しました。

4. 対処すべき課題

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」という企業理念のもと、社業の基盤である安全の確保を最優先に、当社グループが持続的に成長するため、ステークホルダー・社会との対話を通じて、安全に加えて様々な価値を提供することを経営方針としております。

なお、その実行にあたっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

(核となる事業)

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化石油ガス（LPG）、液化エタンガス（LEG）発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、2026年4月から開始する5年間のグループ中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」（計画期間：2026年4月～2031年3月、以下「本計画」という）を策定しました。

<前中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」の振り返り>

2023年5月に発表した前中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」（計画期間：2023年4月～2026年3月、以下「前計画」という）では、ポートフォリオ経営とカーボンニュートラルへの挑戦をテーマに、従来の海運業と不動産業を軸とするIINO

MODELを出発点としつつ、持続的な成長に向けた事業ポートフォリオ経営への挑戦に踏み出しました。その結果、前計画の数値目標を3年連続で達成するとともに、計画していた成長投資についても概ね予定通り実行しました。これらの取組みを通じて、事業ポートフォリオの安定性が向上し、当社グループの財務基盤は一段と強固なものとなりました。一方で、当社グループを取り巻く事業環境は、中東地域を中心とした地政学的な緊張により、エネルギー供給や物流への影響が顕在化する等不確実性が高まっています。また、資本市場からは、収益の安定性や資本効率の更なる向上を両立する経営への期待が、これまで以上に高まっています。こうした状況を踏まえ、短期的な課題対応に加え、構造変化や将来環境を長期的な視点で捉えた成長戦略の重要性が一層増大しています。

<新中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」の概要>

本計画は、こうした環境認識の下、2050年長期ビジョン及び2035年中期ビジョンからバックキャストし、その実現に向けた最初の5年間の計画として策定いたしました。前計画がSustainable Futureに向けた「挑戦・冒険」であったのに対し、本計画では、Sustainable Futureを実現するために、資本効率と成長投資を両立する「変革」をテーマに掲げ、更に進化していくという意志を、「Transformation」という計画名に込めています。

本計画の重点戦略として、事業戦略、財務資本戦略及び脱炭素化戦略の3つの戦略を軸に、諸施策を実行していきます。具体的には、前計画で強化された財務基盤のもと、5年間で約2,000億円の投資を、主に成長・新規事業及び主力事業へ配分し、事業ポートフォリオのリバランスを進めます。この成長投資の実行に当たっては、財務規律を守りつつ、保有不動産の価値も考慮した財務レバレッジの活用により、資本コストを上回る成長投資と資本効率の両立を目指します。加えて、この成長投資から創出される利益を原資に、配当性向40%を基準とした配当の継続を基本としつつ、新たに下限配当の導入や、機動的な自己株式の取得を実施し、株主還元をより一層充実させていきます。

また、重点戦略を支える事業基盤戦略の取組みとして、人的資本経営の推進や、適切なガバナンス体制の深度化等を進めていきます。その一環として、経営戦略の策定から実行、資本市場との対話までを一体的に強化するため、管理部門の組織体制を変更します。本組織変更により、事業戦略及び財務資本戦略と、資本市場との対話を有機的に結び付け、戦略の実効性と社内外へのメッセージの一貫性を高めていきます。

本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/5f112f1f/bad6/4d3a/8a65/71fffc7cace7/20260430154936543s.pdf>

<マテリアリティへの取組み>

当社のマテリアリティはステークホルダーの意見を基に、事業への影響と社会への影響を考慮し、取締役会で議論を行い特定しています。経営戦略に紐づくマテリアリティを克服していくことで社会的価値の創造を目指します。

なお、当社のマテリアリティに関する取組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/management/materiality.html>

5. 財産及び損益の状況の推移

	第132期 (2022年度)	第133期 (2023年度)	第134期 (2024年度)	第135期 (当期) (2025年度)
売上高 (百万円)	141,324	137,950	141,866	127,295
経常利益 (百万円)	20,858	21,800	17,368	16,885
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	23,378	19,745	18,367	15,391
1株当たり当期純利益 (円)	220.96	186.61	173.60	145.47
総資産 (百万円)	265,453	293,228	306,431	346,684
純資産 (百万円)	110,587	132,126	145,645	158,290

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イノガストランスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
IINO LINES GULF FZCO	1,500千UAEディルハム	100%	代理店業
IKK HOLDING LTD	23,301千英国ポンド	100%	海外不動産業
IKK USALLC	8,500千米ドル	100%	海外不動産業

(注1) 当期におきまして、海外子会社1社を清算しました。

(注2) 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は66社、持分法適用会社は8社であります。

(注3) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(注4) IINO LINES GULF DMCCIは、2026年1月2日付でIINO LINES GULF FZCOに名称を変更いたしました。

7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外航海運業	全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化石油ガス (LPG)、液化エタンガス (LEG)、発電用石炭、肥料、木材チップなどの海上輸送
内航・近海海運業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、石油化学ガスなどの海上輸送
不動産業	東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

8. 主要な事業所及び設備

(1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
- ②子会社

名称	所在地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストラנסポート株式会社	兵庫県神戸市
IINO LINES GULF FZCO	UAE

(注) IINO LINES GULF DMCCは、2026年1月2日付でIINO LINES GULF FZCOに名称を変更いたしました。

(2) 設備

①運航船腹

区分	保有形態	隻数	重量トン数 (K/T)
社船	当社	9	1,064,409
	国内子会社	15	22,299
	海外子会社	29	1,570,595
	計	53	2,657,303
	用船	39	1,666,447
	合計	92	4,323,750

(注) 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

②賃貸ビル

名称	所在地	延床面積 (㎡)
飯野ビルディング	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東京富士見ビル	東京都千代田区富士見	10,686.60
飯野竹早ビル	東京都文京区小石川	4,852.98
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	35,015.25
N S 虎ノ門ビル	東京都港区西新橋	9,210.56
日比谷フォートタワー	東京都港区西新橋	105,609.21
BRAC TON HOUSE	英国 ロンドン	約2,027
1 1 1 Strand	英国 ロンドン	約3,510
SOUTHSTONE YARDS OFFICE-B	米国 ダラス	22,548
P R E S S B L O C K	米国 ポートランド	28,654

- (注1) 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは他社と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。
(注2) N S 虎ノ門ビル及び日比谷フォートタワーは区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。
(注3) BRAC TON HOUSE及び111 Strandは当社海外子会社が所有しております。なお、面積は賃貸面積となります。
(注4) SOUTHSTONE YARDS OFFICE-B及びPRESS BLOCKは他社と共有しており、面積は賃貸面積となります。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
外 航 海 運 業	259	△12
内 航 ・ 近 海 海 運 業	208	3
不 動 産 業	152	1
全 社 (共 通)	69	△2
合 計	688	△10

- (注1) 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。
(注2) △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
209	△2	38.6	13.2

- (注) 従業員数に他社出向在籍者 (72名) は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	28,363
株式会社日本政策投資銀行	21,849
三井住友信託銀行株式会社	16,861
株式会社三井住友銀行	16,328

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 108,900,000株 (自己株式3,097,203株を含む。)
3. 株主数 23,461名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,349	8.83
飯野海運取引先持株会	6,383	6.03
東京海上日動火災保険株式会社	4,211	3.98
株式会社みずほ銀行	4,210	3.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018	3,430	3.24
株式会社竹中工務店	3,350	3.16
三井住友信託銀行株式会社	3,100	2.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,096	2.92
美須賀海運株式会社	2,477	2.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,334	2.20

(注1) 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
(注2) 持株比率は自己株式 (3,097,203株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
大谷 祐介	代表取締役社長 社長執行役員	
鮎子田 修	取締役 常務執行役員	経営企画部担当、経理部管掌、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌
藤村 誠一	取締役執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部管掌、ガス船第二部管掌、貨物船部管掌、IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director 及び IINO LINES (U.S.A.) INC. President
保木 裕二	取締役執行役員	サステナビリティ推進部担当、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
三好 真理	取締役	(公財) 国連大学協力会評議員及び学校法人津田塾大学評議員
野々村 智範	取締役	
高橋 静代	取締役	(株)ベビーカレンダー社外取締役及び(株)シーイーシー社外取締役
姫野 毅	取締役	
橋村 義憲	常勤監査役	
清水 紀和	常勤監査役	
福田 健吉	監査役	新むつ小川原(株)代表取締役社長及び(株)リージョナルプラススウィングス社外取締役
三宅 雄大	監査役	三宅蒔野法律事務所所属弁護士及び山洋電気(株)社外取締役

- (注1) 取締役三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- (注2) 監査役福田健吉及び三宅雄大の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- (注3) 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 監査役清水紀和氏は、当社グループの経理業務を受託している関係会社の社長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 監査役福田健吉氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注6) 当社は、三好真理、野々村智範、高橋静代、姫野毅、福田健吉及び三宅雄大の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注7) 当期中の退任監査役並びに新任監査役は次のとおりです。

<退任> 神宮知茂 監査役 (2025年6月26日辞任により退任)

<新任> 清水紀和 監査役 (2025年6月26日就任)

(ご参考) 執行役員 (取締役の兼務者を除く) の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	備考
井上 徳親	常務執行役員	海務部担当及びイイノマリンサービス(株)取締役社長
竹田 篤	執行役員	貨物船部担当
岩井 喜一	執行役員	イイノ・ビルテック(株)常務取締役
妹尾 邦彦	執行役員	油槽船部担当、ガス船第一部担当及びIINO UK LTD. Managing Director
平尾 聡	執行役員	イイノガストラנסポート(株)取締役社長
星 啓	執行役員	技術部担当及び同部長委嘱及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
恒藤 康孝	執行役員	SR広報部担当及び業務管理部担当
大島 一祐	執行役員	ビル事業部担当及び不動産開発企画部担当
荒井 敦	執行役員	人事部担当及び同部長委嘱
井上 智広	執行役員	ガス船第二部担当及び同部長委嘱及びイイノガストラנסポート(株) 取締役
千葉 浩一郎	執行役員	経理部担当及び同部長委嘱

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬等 (賞与及び業績連 動型月例報酬)	非金銭報酬等 (株式購入報酬制度)	
取締役 (うち社外取締役)	218 40	151 40	50 —	17 —	8 4
監査役 (うち社外監査役)	69 19	69 19	— —	— —	5 2
合計 (うち社外役員)	287 59	220 59	50 —	17 —	13 6

(注1) 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は4名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、2025年6月26日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれているためです。

(注2) 業績連動報酬等(月例報酬)は2024年7月から支給しております。

(注3) 賞与は、2025年7月に支給した賞与額のうち同年4月から同年6月までの3ヶ月間分に相当する金額と2026年7月に支給見込みの賞与額のうち2025年7月から2026年3月までの9ヶ月間分に相当する金額の合計額を記載しています。

(注4) 非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出することが定められた金額を記載しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は0名)です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億2000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

①賞与

業務執行取締役に対して2025年7月に支給した賞与は、2025年3月期の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算定しました。また、業務執行取締役に対して2026年7月に支給予定の賞与は、同年3月期の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いと重大事故発生の有無を考慮して算定する予定です。

企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。連結当期純利益等の指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しており、2025年3月期の連結当期純利益の実績値は183億6700万円、2026年3月期の連結当期純利益の実績値は153億9100万円でした。

②業績連動型月例報酬

業務執行取締役の当事業年度に係る業績連動型月例報酬は、環境に関する情報開示を支援す

る国際的な非営利組織であるCarbon Disclosure Projectから付与されたスコア（以下「CDPスコア」という）に応じて算定しました。

当社は前中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」において、脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行を重点戦略の一つと位置づけており、CDPスコアを指標とすることでその達成に資するインセンティブとなると判断しております。CDPスコアの目標は、従前のスコア実績や同業他社の取り組み状況を考慮して設定しており、「CDP気候変動質問書」におけるCDPスコアの実績は、目標を上回りました。

③株式購入報酬制度

業務執行取締役の当事業年度に係る株式購入報酬制度は、月例報酬から職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を当事業年度末営業日に役員持株会から引き出させることにより当社の株式の交付を行いました。

株式購入報酬制度は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となると判断しております。

なお、株価を指標とすることからその実績は東京証券取引所における市場相場であり、目標は設定しておりません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議しております。2024年7月より実施している決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

○決定方針の内容の概要

1. 基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、①各取締役の職位に応じて設定された固定報酬及び「CDP気候変動質問書」におけるCDPスコアに応じて支給する業績連動報酬からなる月例報酬、②連結当期純利益等を主要な指標とした業績の達成度合いや重大事故発生の有無を考慮して支給される賞与及び③全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、職位に応じて設定された月例報酬とする。

3. 賞与（金銭報酬）ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

月例報酬のうちの業績連動報酬については環境に関する非財務指標としてCDPスコアを指標とする。

賞与は、企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とし、人為的な事由に起因する重大事故（海難事故等に限らず、情報

システム障害や事務過誤による事故等も含まれます。)が生じた場合には減額を行う安全に関する非財務指標も採用し、毎年、一定の時期に支給する。

株式購入報酬制度は、株主と株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式(持分株式)を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度である。株式購入報酬制度は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となる。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部又は一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬(月例報酬)、業績連動報酬(月例報酬)、業績連動報酬(賞与)及び業績連動報酬(株式購入報酬)の割合を決定する。

社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬(月例報酬)のみを支払うこととする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。なお、2024年6月以前は、業務執行取締役の報酬については、職位に応じて設定された固定の月例報酬、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて支給される賞与及び株式購入報酬により構成する方針としておりました。

○当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の固定報酬(月例報酬)の額、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の業績連動報酬(月例報酬)の額及び株式購入報酬制度に係る拠出金の額、並びに当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の賞与のうち2025年7月支給分の額の決定に当たっては、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行ったため、決定方針に沿うものであると判断しました。なお、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の賞与のうち2026年7月支給分の額についても、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、本株主総会後に実施される社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行う予定であることから、決定方針に沿うものになると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	三好真理	取締役会 (開催21回中21回)	外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	野々村智範	取締役会 (開催21回中21回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	高橋静代	取締役会 (開催21回中21回)	コンサルタントや事業会社の取締役として培ってきた豊富な経験に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	姫野毅	取締役会 (開催21回中21回)	企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
社 外 監 査 役	福田健吉	取締役会 (開催21回中20回) 監査役会 (開催15回中13回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	三宅雄大	取締役会 (開催21回中21回) 監査役会 (開催15回中15回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

(注1) 三好真理氏は(公財)国連大学協力会評議員及び学校法人津田塾大学評議員を兼務しております。当社は兼務先との間に取引関係はありません。

(注2) 高橋静代氏は㈱ベビーカレンダー社外取締役及び㈱シーイーシー社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

(注3) 福田健吉氏は新むつ小川原㈱代表取締役社長及び㈱リージョナルプラスウイングス社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

(注4) 三宅雄大氏は三宅莉野法律事務所所属弁護士及び山洋電気(株)社外取締役を兼務しております。三宅雄大氏が所属する三宅莉野法律事務所と当社の間には取引関係がありますが、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しています。また、当社は山洋電気(株)との間に取引関係はありません。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、全ての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

5. 補償契約の内容と概要

当社は各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。

6. 責任限定契約の内容と概要

当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	41,261
現金及び預金	14,084
受取手形、売掛金及び契約資産	10,383
棚卸資産	6,319
繰延及び前払費用	3,087
その他流動資産	7,389
貸倒引当金	△0
固定資産	305,424
有形固定資産	255,521
船舶	129,910
建物及び構築物	48,845
土地	58,455
リース資産	1,236
建設仮勘定	16,246
その他有形固定資産	829
無形固定資産	3,900
電話加入権	9
その他無形固定資産	3,892
投資その他の資産	46,002
投資有価証券	34,356
長期貸付金	792
退職給付に係る資産	660
その他長期資産	10,194
資産合計	346,684

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	48,788
買掛金	12,135
短期借入金	25,516
未払費用	471
未払法人税等	167
前受金及び契約負債	3,695
賞与引当金	553
株主優待引当金	58
リース債務	998
その他流動負債	5,195
固定負債	139,607
長期借入金	116,204
役員退職慰労引当金	64
退職給付に係る負債	812
特別修繕引当金	4,906
環境規制対応引当金	56
受入敷金保証金	9,480
リース債務	386
繰延税金負債	7,352
その他固定負債	347
負債合計	188,394
(純資産の部)	
株主資本	137,792
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
利益剰余金	120,336
自己株式	△1,910
その他の包括利益累計額	20,432
その他有価証券評価差額金	12,602
繰延ヘッジ損益	4,135
為替換算調整勘定	3,695
非支配株主持分	66
純資産合計	158,290
負債・純資産合計	346,684

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		127,295
売上原価		103,463
売上総利益		23,832
販売費及び一般管理費		10,393
営業利益		13,439
営業外収益		
受取利息	193	
受取配当金	1,930	
持分法による投資利益	1,907	
為替差益	1,076	
その他	283	5,389
営業外費用		
支払利息	1,552	
資金調達費用	225	
その他	167	1,943
経常利益		16,885
特別利益		
固定資産売却益	1,301	1,301
特別損失		
固定資産除却損	38	
用船解約金	138	176
税金等調整前当期純利益		18,010
法人税、住民税及び事業税	1,307	
法人税等調整額	1,342	2,649
当期純利益		15,361
非支配株主に帰属する当期純損失		△30
親会社株主に帰属する当期純利益		15,391

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,116
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,310
現金及び現金同等物に係る 換算差額	405
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,457
現金及び現金同等物の期首残高	11,593
現金及び現金同等物の期末残高	14,050

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	67,547
現金及び預金	9,017
海運業未収金及び契約資産	8,879
不動産業未収金	575
短期貸付金	33,903
販売用不動産	3
貯蔵品	5,157
繰延及び前払費用	1,744
代理店債権	2,266
リース債権	677
その他流動資産	5,326
固定資産	175,871
有形固定資産	120,479
船舶	21,332
建物	40,153
土地	51,350
建設仮勘定	6,179
その他有形固定資産	1,465
無形固定資産	280
電話加入権	4
ソフトウェア	231
その他無形固定資産	44
投資その他の資産	55,113
投資有価証券	26,517
関係会社株式	12,653
出資金	26
関係会社出資金	1,226
長期貸付金	6,845
前払年金費用	660
リース債権	3,822
その他長期資産	3,362
資産合計	243,418

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	40,703
海運業未払金	8,945
不動産業未払金	385
短期借入金	19,004
1年内返済予定の長期借入金	5,070
未払法人税等	130
未払金	306
未払費用	254
前受金及び契約負債	3,446
賞与引当金	436
株主優待引当金	58
その他流動負債	2,669
固定負債	64,597
長期借入金	49,013
退職給付引当金	28
長期未払法人税等	92
環境規制対応引当金	56
受入敷金保証金	9,440
繰延税金負債	5,835
その他固定負債	133
負債合計	105,300
(純資産の部)	
株主資本	124,115
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	42
自己株式処分差益	42
利益剰余金	106,659
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	105,534
圧縮記帳積立金	17
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	94,516
自己株式	△1,910
評価・換算差額等	14,003
その他有価証券評価差額金	12,260
繰延ヘッジ損益	1,743
純資産合計	138,118
負債・純資産合計	243,418

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
海運業収益	104,979	
不動産業収益	11,909	116,888
売上原価		
海運業費用	92,875	
不動産業費用	6,782	99,657
売上総利益		17,231
販売費及び一般管理費		7,000
営業利益		10,232
営業外収益		
受取利息	838	
受取配当金	3,487	
為替差益	1,243	
その他	367	5,935
営業外費用		
支払利息	739	
資金調達費用	223	
その他	119	1,081
経常利益		15,086
特別利益		
固定資産売却益	148	
関係会社清算益	44	192
特別損失		
固定資産除却損	25	
関係会社株式評価損	1,178	1,203
税引前当期純利益		14,075
法人税、住民税及び事業税	1,217	
法人税等調整額	102	1,319
当期純利益		12,756

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 康 恩 実
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 康 恩 実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項はありません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

飯野海運株式会社 監査役会

監査役（常勤） 橋村 義 憲 ㊟

監査役（常勤） 清水 紀 和 ㊟

監査役 福田 健 吉 ㊟

監査役 三宅 雄 大 ㊟

(注) 監査役 福田健吉及び監査役 三宅雄大は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月開催
配当基準日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日（中間配当実施の場合）
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間9:00～17:00（土日休日を除く）
公告の方法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 https://www.iino.co.jp/kaiun
飯野海運株式会社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03) 6273-3069

